令和４年第４回

おいらせ町議会定例会

会議録第１号

おいらせ町議会　令和４年第４回定例会記録

おいらせ町議会　　令和４年第４回定例会記録				
招集年月日	令和４年１２月１日（木）			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開会	令和４年１２月１日　午前１０時００分　議長宣告			
閉会	令和４年１２月１日　午後　０時０５分　議長宣告			
応招議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	佐々木　勝	２番	川口弘治
	３番	馬場正治	４番	澤上　訓
	５番	木村忠一	６番	田中正一
	７番	日野口和子	８番	平野敏彦
	９番	沼端　務	１０番	吉村敏文
	１１番	澤頭好孝	１２番	柏崎利信
	１３番	西館芳信	１４番	松林義光
	１５番	楢山　忠	１６番	西舘秀雄
不応招議員	なし			
出席議員	１５名			
欠席議員	１３番	西館芳信		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	成田　隆	副町長	小向仁生
	総務課長	成田光寿	政策推進課長	柏崎勝徳
	財政管財課長	岡本啓一	まちづくり防災課長	田中淳也
	税務課長	久保田優治	町民課長	松山公士
	保健こども課長	小向正志	介護福祉課長	澤頭則光
	農林水産課長	西舘道幸	商工観光課長	柏崎和紀
	地域整備課長	菜嶋泰幸	会計管理者	佐々木拓仁
	病院事務長	田中貴重	教育委員会教育長	松林義一
	学務課長	福田輝雄	社会教育・体育課長	三村俊介
	選挙管理委員会委員長	田中直喜	選挙管理委員会事務局長	成田光寿
	農業委員会会長	松林勝智	農業委員会事務局長	西舘道幸
	監査委員	柏崎堅一	監査委員事務局長	赤坂千敏

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長	赤坂千敏	事務局次長	高橋勝江
	事務局主幹	木村英樹		

町長提出議案の題目	１　報告第　７号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）
	２　承認第　８号	専決処分の承認を求めることについて（令和４年度おいらせ町一般会計補正予算（第３号）について）
	３　承認第　９号	専決処分の承認を求めることについて（令和４年度おいらせ町一般会計補正予算（第４号）について）
	４　議案第６８号	おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	５　議案第６９号	おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	６　議案第７０号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
	７　議案第７１号	おいらせ町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について
	８　議案第７２号	おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	９　議案第７３号	おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例について
	１０　議案第７４号	おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
	１１　議案第７５号	おいらせ町下水道条例の一部を改正する条例について
	１２　議案第７６号	おいらせ町公民館条例の一部を改正する条例について
	１３　議案第７７号	おいらせ町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
	１４　議案第７８号	おいらせ町みなくる館・おいらせ町立図書館・大山将棋記念館の指定管理者の指定について
	１５　議案第７９号	上十三・十和田湖広域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
	１６　議案第８０号	令和４年度おいらせ町一般会計補正予算（第５号）について
	１７　議案第８１号	令和４年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について
	１８　議案第８２号	令和４年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について
	１９　議案第８３号	令和４年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について
	２０　議案第８４号	令和４年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第２号）について
	２１　議案第８５号	令和４年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について
	２２　議案第８６号	令和４年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第３号）について

議員提出議案の題目	
開議	午前１０時００分
議事日程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の２名を指名した。 １４番　松林義光　議員 １番　佐々木　勝　議員

議案の経過

日程	発言者	発言者の要旨
	事務局長 （赤坂千敏君）	おはようございます。 定例会に入る前に、令和４年第５回議員全員協議会で答弁誤りがあったため、町当局より説明したい旨の申し入れがありました。 総務課長より説明いたします。
答弁の訂正	総務課長 （成田光寿君）	おはようございます。 去る１１月１４日開催、議員全員協議会の町職員の定年引上げについての案件の際、西館芳信議員のご質問に対する答弁につきまして訂正がありますので、発言させていただきます。 西館議員から、職員の分限に関する条例及び職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の改正内容についてご質問があり、地方公務員法改正に伴う字句の改正として、再任用から定年前再任用への制度変更である旨、答弁いたしました。 改正内容改めて確認しましたところ、正しくは、定年引上げに伴い、管理職の役職定年制の導入や、６０歳到達後の給料が７割水準となるため、この取扱いを規定するための改正であり、今定例会の議案第７１号において提案しております。議員全員協議会の際の発言は誤りでありましたので、答弁を訂正し、お詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

		以上であります。
	事務局長 （赤坂千敏君）	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。 議場内の皆様にお願い申し上げます。 議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。
会議成立 開会宣言	西舘議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は１５人です。定足数に達しておりますので、これより令和４年第４回おいらせ町議会定例会を開会いたします。 （開会時刻　午前１０時００分）
開議宣告	西舘議長	直ちに本日の会議を開きます。
議事日程報告	西舘議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
会議録署名議員の指名	西舘議長	日程第１、会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、１４番、松林義光議員及び１番、佐々木勝議員を指名いたします。
会期議題	西舘議長	日程第２、会期の決定を議題といたします。 会期決定の前に議会運営委員長の報告を求めます。 委員長、演壇にてお願いします。 議会運営委員長。
委員長報告	松林議会運営委員長	議会運営委員会委員長報告をいたします。 去る１１月１０日告示、本日招集されました令和４年第４回おいらせ町議会定例会の会期等について、先般、１１月２８日午前１０時から議会運営委員会を開催し、審査した結果、本定例会の会期は、別紙配付の「会期及び審議予定表」のとおり、本日１２月１日から１２月６日までの６日間とすることに決定いたしました。

		本日１日木曜日は、議案等の一括上程及び議案審議、明日２日から４日までは、議案熟考のため休会、５日月曜日は、一般質問、６日火曜日は、一般質問及び議案審議。 以上のとおり、進行してまいりたいと思いますので、何とぞ、議員各位のご理解とご協力を賜り、当委員会の決定にご賛同くださいますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。
	西舘議長	議会運営委員会の報告が終わりました。 お諮りいたします。 本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日１２月１日から１２月６日までの６日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	異議なしと認めます。 よって、本定例会の会期は、本日１２月１日から１２月６日までの６日間とすることに決しました。
諸般の報告	西舘議長	日程第３、諸般の報告をいたします。 議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。 なお、本定例会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真撮影のため、関係職員の議場内出入りをすることの許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。
行政報告の申し入れ	西舘議長	日程第４、行政報告の申し入れがありましたので、これを許します。 初めに、住民票等コンビニ交付サービス開始について、当局の説明を求めます。 町民課長。
当局の報告	町民課長 （松山公士君）	おはようございます。それでは、行政報告資料Ｎｏ．１「住民票等コンビニ交付サービスの開始について」、ご報告申し上げ。 １番、事業概要。マイナンバーカードを所有している住民が、全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機、キオスク端末と呼ばれておりますが、これを利用して、午前６時半から

		午後１１時の時間内で、住民票や印鑑登録証明書等を取得できるサービスになります。 役場閉庁時、早朝・夜間や休日でも、町内外を問わず、最寄りのコンビニ等で必要な証明書を取得できることから、住民サービスの拡充が図られます。 また、青森県内では、八戸市・青森市・深浦町・鶴田町・六戸町に続いて６番目の導入となり、近隣自治体とのサービス格差解消が図られます。ちなみに令和４年度は、ほかにむつ市・十和田市・五戸町など５市町が順次導入予定であります。 なお、当町のマイナンバーカード交付率は約４４％、これは令和４年１０月末時点でございまして、順調に増加しており、このコンビニ交付サービスの導入によって、さらなるマイナンバーカードの普及促進につながることが期待できます。 ２番、サービス内容についてですが、（１）サービス開始日は、令和５年１月１０日火曜日からとなります。ただし、年末年始やメンテナンス実施時は、サービス停止ということになっております。 （２）番、サービス利用可能時間については、午前６時半から午後１１時までとなっております。 （３）番、取得できる証明書については、この表にあるとおり、Ｎｏ．１からＮｏ．５の証明書が取得できることになります。なお、手数料については、役場の窓口交付時と同額となっております。コンビニ等へは、１通当たり１１７円の支払いとなっておりまして、手数料からこの１１７円が差し引かれまして、その残り分が役場に入ってくるというものになります。最後の米印のところにあります本籍地証明交付サービスの導入により、町民以外でも本籍が当町、おいらせ町にある場合は、取得が可能となります。 続いて２ページ目を、裏面をご覧ください。 ３番目、端末操作手順ですが、簡単に申し上げますと、コンビニ等に設置されているマルチコピー機、キオスク端末の画面から、①番、「行政サービス」という、タッチパネルにありますので、それを選択して、次に「証明書交付サービス」というのを選択します。続いて、マイナンバーカードの読み取り、カードをそこの機会にかざすというか置いて、数字４桁の暗証番号を入力します。これは利用者証明用の電子証明書番号になります。続いて、証明書の種類、部数を選択して、内容を確認した後に、料金を端末のコイン投入口から入れま

		して、証明書を印刷、受け取りということになっております。なお、各店舗設置の端末によっては、一部操作方法が異なることになっております。 　次、４番、事業費ですが、イニシャルコストは４，８００万円ほどかかっております。ランニングコストについては、毎年７００万円ぐらいが見込まれておりまして、令和４年度中にサービスを導入・稼働することで、当初の３年間分、令和４年度から６年度分の対象事業費の２分の１が、特別交付税として措置されることになっております。 　５番目、これまでの経過及び今後の予定ですが、令和４年１月に着手いたしまして、９月には印鑑条例、改正をしております。１０月にシステム検証をしておりまして、今月、今報告をしておりまして、最終試験の工程の実施ということで、まずは庁内で試験を実施して、この担当で、東京にあるＪ－ＬＩＳの証明書交付センターへ行って試験をします。今度は、最後は町内にある店舗で試験をして、確認して、クラウドサービスの利用業務の委託等の契約締結をして、来年１月１０日にコンビニ交付サービスの開始という運びとなっております。 　６番、周知方法ですが、町広報紙にチラシをつくって、それと一緒に配布する予定としております。あとは、ホームページにても、周知する予定としております。 　以上でございます。
	西舘議長	説明が終わりました。 　次に、海岸漂着物（流木）の対応状況について、当局の説明を求めます。 　町民課長。
当局の報告	町民課長 （松山公士君）	では続きまして、行政報告資料Ｎｏ．２をご覧ください。「海岸漂着物（流木）の対応状況について」でございます。 　８月３日からの大雨による災害により、大量の流木等が当町の海外に漂着したことを受けまして、海岸管理者である県と協議を重ねてきましたが、このたび、撤去について一定のめどが立ちましたので、以下のとおり報告するものでございます。 　１番、町の対応については、町に情報が寄せられた８月以降、随時

		関係かとの打ち合わせや海岸のパトロールを実施し、県の関係部署と協議してまいりました。 ８月２６日には上北地域県民局長へ要望して、同局の地域整備部と協議した結果、９月１５日に水門等の海岸保全施設に支障が出ると思われる区間については、県で流木を撤去し、１０月中旬以降に砂浜の堤防付近に集積する考えである旨、報告を受けました。その前にペットボトル等のごみについては、町で何とかしてほしいとの依頼を受け、１０月１２日に関係課職員で、海岸のごみ拾いを実施しました。 続いて、海岸管理者の対応でございますが、当町の海岸は、県が管理する海岸となっていることから、上北地域県民局が地元の業者と契約し、一川目から横道の区間の流木を撤去・集積しました。１０月１７日着手しまして、１０月２１日に作業が完了しております。 下の写真は、一川目と横道のそれぞれの写真、集積した流木の写真を載せておりまして、左側の一川目には看板が、ちょっと見えづらいですがついておりまして、流木をご自由にどうぞということで、持っていっていただくように、看板を表示しております。 次に、裏面の２ページをご覧ください。 ３番、今後の対応でございますが、１番、県が撤去・集積した流木については、希望者に無償提供する旨、町広報紙１２月号に掲載することとしております。また、処分については、引き続き県と協議しながら、次年度以降に計画的に処分していくことで検討しています。 （２）今回県で撤去しなかった区間、二川目については、今後国の海岸漂着物処理の補助金、県の環境生活部環境政策課で所管しています補助金を活用して、町で撤去作業を実施する予定です。処分については、上記と同様の考えです。 なお、この件については、１２月補正予算に計上しておりまして、県からは国の補助金が出るということで聞いております。 以上でございます。
	西舘議長	説明が終わりました。 これで行政報告を終わります。
議案の上程	西舘議長	日程第５、議案等の一括上程について。 報告第７号、承認第８号から承認第９号及び議案第６８号から議

		案第８６号までの以上２２件を一括上程いたします。 　町長からの提案理由の説明を求めます。 　演壇にてお願いします。 　町長。
提案理由の説明	町長 （成田　隆君）	おはようございます。 　議員各位には、何かとご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 　それでは、本定例会に提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。 　初めに、報告第７号、自動車破損に係る損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について、ご説明申し上げます。 　本件は、令和４年９月２日に発生した町道瑕疵による自動車破損に係る損害賠償について、車両損害に対する賠償額が確定したため、地方自治法第１８０条第１項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第１号の規定に基づき、去る９月２１日付で専決処分を行ったもので、同条第２項の規定により、報告するものであります。 　次に、承認第８号、令和４年度おいらせ町一般会計補正予算（第３号）の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。 　本件は、既定予算の総額に２，２５５万３，０００円を追加し、予算の総額を１１２億８，４０６万５，０００円としたもので、去る９月２０日付で専決処分を行ったものであります。 　その内容につきましては、歳出では、８月３日からの豪雨による被害復旧のため、災害復旧工事費の計上と予備費の増額を行った一方、歳入では、財政調整基金繰入金を増額したものであります。 　次に、承認第９号、令和４年度おいらせ町一般会計補正予算（第４号）の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。 　本件は、既定予算の総額に１億２，７５７万３，０００円を追加し、予算の総額を１１４億１，１６３万８，０００円としたもので、去る１０月３１日付で専決処分を行ったものであります。 　その主な内容につきましては、歳出では、民生費に住民税非課税世帯等臨時特別給付金を計上した一方、歳入では、財源として国庫補助金を計上したものであります。 　次に、議案第６８号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同

		意を求めることについて、ご説明申し上げます。 　本案は、現在の委員である三村伸子氏が本年１２月１６日をもって任期が満了となることから、同氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 　次に、議案第６９号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。 　本案は、現在の委員である浅野邦子氏が本年１２月１６日をもって任期が満了となることから、後任の委員として吉田満氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 　次に、議案第７０号、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。 　本案は、地方公務員の定年引上げを目的とした地方公務員法の一部改正に伴い、町関係条例について、所要の整理を行うため提案するものであります。 　次に、議案第７１号、おいらせ町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。 　本案は、国家公務員の定年引上げに係る国家公務員法等の一部改正に準じ、町職員の定年引上げに関し、必要な事項を定めるため、提案するものであります。 　次に、議案第７２号、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。 　本案は、青森県人事委員会勧告に準じて、町一般職職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改めるため提案するものであります。 　次に、議案第７３号、おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。 　本案は、青森県人事委員会勧告に準じて行う町一般職職員の勤勉手当支給割合の改定に鑑みて、町長・副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため、提案するものであります。 　次に、議案第７４号、おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。 　本案は、町特別職の期末手当支給割合の改定に準じて、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、提案するものであります。

		次に、議案第７５号、おいらせ町下水道条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。 本案は、下水道サービスの安定的な提供と使用者負担の適正化及び公平性を図り、下水道事業の持続可能な健全経営を目的とし、下水道使用料の料金改定を行うため提案するものであります。 次に、議案第７６号、おいらせ町公民館条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。 本案は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、中央公民館に冷暖房設備を設置したことに伴い、その使用料について、所要の改正を行うため提案するものであります。 次に、議案第７７号、おいらせ町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。 本案は、おいらせ病院において、介護保険法に規定する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを行うことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。 次に、議案第７８号、おいらせ町みなくる館・おいらせ町立図書館・大山将棋記念館の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。 本案は、公の施設の指定管理者を指定するため、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提案するものであります。 次に、議案第７９号、上十三・十和田湖広域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、ご説明申し上げます。 本案は、十和田市及び三沢市との間において、平成２４年１０月４日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、新たに連携する男女共同参画及びデジタル化に関する取組を追加するため、おいらせ町議会の議決すべき事件を定める条例第２条第１項の規定により、提案するものであります。 次に、議案第８０号、令和４年度おいらせ町一般会計補正予算（第５号）について、ご説明申し上げます。 本案は、既定予算の総額に４億７，５１９万６，０００円を追加し、予算の総額を１１８億８，６８３万４，０００円とするものであります。

		その主な内容につきましては、歳出では、町独自の各種新型コロナウイルス感染症対応事業及び地域密着型サービス等提供施設整備費補助金の予算措置を行うものであります。 一方、歳入では、国庫支出金、県支出金及び財政調整基金繰入金を増額するものであります。 なお、第２表、繰越明許費は、１件の繰越明許費を設定し、第３表、債務負担行為補正は、７件の債務負担行為を追加するものであります。また、第４表、地方債補正は、１件を追加するものであります。 次に、議案第８１号、令和４年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。 本案は、既定予算の総額に１，１５０万７，０００円を追加し、予算の総額を２３億１，９４０万２，０００円とするものであります。 その主な内容につきましては、歳出では、国民健康保険事業基金積立金及び県費返還金を増額する一方、歳入では、一般会計繰入金を増額するものであります。 次に、議案第８２号、令和４年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。 本案は、既定予算の総額に２７７万３，０００円を追加し、予算の総額を１０億６，２４１万２，０００円とするものであります。 その主な内容につきましては、歳出では、下水道施設復旧業務委託料を計上する一方、歳入では、一般会計繰入金を増額するものであります。 次に、議案第８３号、令和４年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。 本案は、既定の予算の総額に２７５万３，０００円を追加し、予算の総額を２億９，６３５万５，０００円とするものであります。 その主な内容につきましては、歳出では、電気料金の値上げに伴い光熱水費を増額する一方、歳入では、一般会計繰入金を増額するものであります。 なお、第２表、地方債補正は、１件を変更するものであります。 次に、議案第８４号、令和４年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。 本案は、既定予算の総額に８３万７，０００円を追加し、予算の総額を２４億８，２６４万３，０００円とするものであります。

		その主な内容につきましては、歳出では、食の自立支援事業委託料及び介護保険給付費準備基金積立金を増額する一方、歳入では、国庫支出金を増額するものであります。 次に、議案第８５号、令和４年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。 本案は、既定予算の総額に３３万３，０００円を追加し、予算の総額を２億５，７３７万８，０００円とするものであります。 その主な内容につきましては、歳出では、後期高齢者医療システム改修委託料を計上する一方、歳入では、一般会計繰入金を増額するものであります。 次に、議案第８６号、令和４年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。 本案は、収益的収入及び支出の既決予定額に６６６万９，０００円を追加し、予定額を１０億９１０万５，０００円とするほか、資本的収入の既決予定額に７０万円を追加し、予定額を１億６，００３万１，０００円とする一方、資本的支出の既決予定額に７７万円を追加し、予定額を１億７，５６１万１，０００円とするものであります。 なお、資本的収入の不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金を充当するものであります。 以上、本定例会に提案いたしました議案の提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職を初め、担当課長に説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	西舘議長	以上で、町長の提案理由の説明が終わりました。
	西舘議長	日程第６、報告第７号、専決処分の報告についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
当局の説明	総務課長 （成田光寿君）	それでは、報告第７号について、ご説明申し上げます。 議案書１ページから３ページをご覧ください。

		本件は、町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第１８０条第１項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定第１号の規定により、去る９月２１日付で専決処分を行ったものであります。 概要でありますが、本年９月２日午後５時５９分ごろ、おいらせ町鶉久保地内の町道において、三沢市在住者の運転車両が走行中、道路に生じた穴により、左前輪のタイヤを破損させたものであります。 損害賠償額は４，２５０円で、本年９月２１日に示談が成立しており、町の過失割合は５０％でありました。 以上で説明を終わります。
	西舘議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑、ございませんか。 ８番、平野敏彦議員。
質疑	８番 （平野敏彦君）	おはようございます。 この事件については、これまでもたびたび報告がありますけれども、何件ぐらいあるんですか。 結局、町の瑕疵があって、この事故が起きているわけですから、維持補修とかそういうのが万全にされていれば、私はこういう事案というのは発生しないと思うんですけれども、過去も結構報告があっているんですけれども、反省とか対応の仕方とかというのは、どうなっているか、お伺いします。
	西舘議長	地域整備課長。
答弁	地域整備課長 （栗嶋泰幸君）	今回こういった事故を起こしてしまって、大変申し訳なく思っております。 今年度、今シーズン、特に穴が多く発生しているため、これまでは担当課のパトロールで、早期発見ということで対応してまいりましたが、穴が多いということで、役場職員、全職員ですね。それと郵便局の職員からも情報提供を呼びかけて、対応してまいりました。 ただ、町道の延長と申しますか、それが約４００キロあります。どうしても、間に合わない部分ありますが、今後もそういった早期発

		見のための情報提供の呼びかけを行って、対応してまいりたいと思っておりました。 　その内容につきましては、郵便局からの情報提供としますと、５月以降６８件です。そのほか、町民からも情報提供受けていますが、それが昨日現在で７９件、あとは役場職員からは約３０件ということで、これまで町民の情報提供と、あと役場の当課の担当でのパトロールで対応してまいりましたが、それに加えて、役場職員と郵便局の情報提供ということで、多く寄せられていましたので、そういったことで、今後も情報提供を呼びかけながら、速やかに対応してまいりたいと思います。 　以上です。
	西舘議長	８番。
質疑	８番 （平野敏彦君）	今、課長の説明ですと、自分たちが確認、郵便局からは６８件、町民からの情報提供が７９件、それから職員もあって、少なくとも１５０件以上が危険ですよという情報が寄せられているわけですけども、結局対応ができていないから、こういう事案が発生するわけで、予算的に計上して対応すれば可能と思うんですけれども、実際にこのままいったら、またこれからもこういう事案が発生すると思うんですけれども、予算的には不足してできないのか。どういう実態なのか。もしあれだったら、町長、ちゃんと予算をとれば、可能ではないですか、これは。どう思います。町長からお伺いします。
	西舘議長	町長。
答弁	町長 （成田　隆君）	お答えします。 　予算は足りていると思っていますけども、気がつかないところで、まさかというようなところで、事故が起きているんではないのかなという気がしております。 　舗装を新たに敷き直すというほどの莫大な予算でなく、穴を埋めればいいわけですから、小さい穴であれば、役場の職員で対応できる部分であります。若干の部分であれば、今度は業者の方々にお願いするんですけども、予算の問題ではなく、発見が遅れる。あるいは気がつかないでいるという部分が、多々あろうかと思いますんで、

		以後、今まで以上に見回りを綿密にして、こういうことができるだけ少なくなるように努力します。 　以上です。
	西舘議長	ほかにございませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 　以上で報告第７号を終わります。
	西舘議長	次に、日程第７、承認第８号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 　当局の説明を求めます。 　財政管財課長。
当局の説明	財政管財課長 （岡本啓一君）	おはようございます。 　それでは、承認第８号についてご説明いたします。 　議案書は４ページから７ページになります。 　本件は、既定予算の総額に２，２５５万３，０００円を追加し、予算の総額を１１２億８，４０６万５，０００円としたもので、去る９月２０日付で専決処分を行ったものです。 　歳入歳出の内容についてご説明いたします。 　別冊の令和４年度一般会計補正予算（第３号）に関する説明書、令和４年９月２０日専決をご用意ください。 　こちらの４ページをご覧ください。 　歳出の内容ですが、去る８月３日からの豪雨により崩壊した北ノ平線のり面を本復旧する被害復旧のため、１１款１項１目公共土木施設災害復旧費、１４節北ノ平線のり面災害復旧工事費９００万円を計上し、また同じく豪雨により陥没した二川目地区農地を復旧するため、１１款２項１目農林水産業施設災害復旧費、１４節二川目地区農地災害復旧工事費３５５万３，０００円を計上したものです。 　また、当該豪雨に関し、比較的金額の少ない災害対策及び災害復旧の執行に当たり、予備費から予算充用したことによりまして、予備費予算の残額が半減したため、１３款１項１目予備費を１，０００万円増額したものです。

		ページが戻りまして、３ページをご覧ください。 １９款２項１目財政調整基金繰入金２，２５５万３，０００円の増額は、当補選予算の編成に係る財源として計上したものです。 ５ページの補正予算主な内容につきましては、ただいまご説明した内容を掲載しております。なお、この予算補正につきまして、迅速な災害復旧に際し、議会を招集する時間的猶予がなかったため、地方自治法第１７９条第１項の規定により、町長の専決処分としたものでございます。 以上で説明を終わります。
	西舘議長	説明が終わりました。 これより、歳入歳出全般の質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 一般会計補正予算（第３号）に関する説明書３ページから４ページです。質疑ございませんか。 ８番、平野敏彦議員。
質疑	８番 （平野敏彦君）	１点だけ確認します。災害対応については、予算措置もスピーディーに計上されているなという感じを受けます。 ただ、財源として、財政調整基金を繰り入れしていますけれども、これは災害として、補助金とかそういうの、今後入ってくるのか。ここを確認しておきます。
	西舘議長	財政管財課長。
答弁	財政管財課長 （岡本啓一君）	お答えします。 こちらの災害復旧等に要する費用につきましては、特別交付税に関する調書等に計上しているところでございまして、金額が実際どのくらい措置されるかは不明ですが、こちらとしては、特別交付税で一定額措置されるものと考えております。 以上です。
	西舘議長	８番。

質疑	８番 （平野敏彦君）	特別交付税で措置されるんだということですけれども、全額が措置されるわけではないですよね、特別交付税と言えども。災害復旧工事になれば、災害復旧工事の補助金が活用されたほうが、私は効率がいいんではないかと思って確認したんですけれども、特別交付税になりますと、大体パーセンテージでいったら、どのぐらい補塡されるということですか。
	西舘議長	財政管財課長。
答弁	財政管財課長 （岡本啓一君）	お答えします。 こちら特別交付税の要望につきましては、一定割合が措置されるルール分と、内訳がよく分からない勘案分と、総額の中で調整される勘案分と分かれておりまして、今回のこの金額につきましては、その勘案分、つまり幾ら措置されるか、交付決定まではよく分からないといったようなものに分類されるものでございます。 したがって、どのくらい措置されるかというのは、現時点で不明であります。 以上です。
	西舘議長	ほかに質疑ございませんか。 １５番、楢山忠議員。
質疑	１５番 （楢山　忠君）	確認をしたいんですけども、この復旧の関係の中で、洗平から向山に抜ける道路の側溝等が詰まって、冠水したそれがありますけども、それらが含まれていますか。それとも、それは別にどこかが担当してやるそれなんでしょうか。それを聞いておきたいと思います。
	西舘議長	地域整備課長。
答弁	地域整備課長 （桒嶋泰幸君）	予算は、今回の豪雨で、側溝に泥が詰まったり、そういった事例もありました。それによって、冠水ということもありました。復旧としますと、その後、側溝の清掃等、担当課で進めております。 ただし、予算は、まちづくり防災課さんの予算にとっておりましたので、そこの予算に入っているか入ってないというのは、まちづくり防災課からお答えします。

		以上です。
	西舘議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 （田中淳也君）	お答えします。 今回の専決の予算については、この２つの項目の予算になりまして、先ほどの土砂等の撤去の予算につきましては、予備費を充用して対応しております。 以上です。
	西舘議長	１５番。 ほかに質疑ございませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから承認第８号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
	西舘議長	次に、日程第８、承認第９号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。
当局の説明	財政管財課長 （岡本啓一君）	それでは、承認第９号についてご説明いたします。 議案書は８ページから１１ページになります。

		本件は、既定予算の総額に１億２，７５７万３，０００円を追加し、予算の総額を１１４億１，１６３万８，０００円としたもので、去る１０月３１日付で専決処分を行ったものです。 歳入歳出の内容についてご説明いたします。 別冊の令和４年度一般会計補正予算（第４号）に関する説明書、令和４年１０月３１日専決をご用意ください。 こちらの４ページをご覧ください。 まず、歳出の内容ですが、３款１項１目社会福祉総務費の１９節住民税非課税世帯等臨時特別給付金１億２，６００万円の追加は、国が行う電力・ガス・食料品等価格高騰対策緊急支援事業の給付金として、住民税非課税世帯１世帯当たり５万円を給付するため、計上したものです。また１０節印刷製本費１１万３，０００円の追加、１１節通信運搬費６６万８，０００円の追加、それから１２節住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業システム改修委託料７９万２，０００円の増額につきましては、給付に係る事務経費として計上したものです。 １つ前のページに戻りまして、３ページをご覧ください。 １５款２項２目民生費国庫補助金の１節住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金１億２，６００万円の追加及び、同じく事務費補助金１５７万３，０００円の追加は、当補正予算の編成に当たり、国庫補助金を財源として計上したものです。 ５ページの補正予算主な内容は、ただいまご説明した内容を掲載しております。なお、臨時特別給付金に関する国の制度説明が１０月にあり、令和５年１月末までの給付を要請されたものでございますが、当町の事務スケジュールを勘案すると、予算措置のための臨時議会を招集する時間的猶予がなかったため、地方自治法第１７９条第１項の規定により、町長の専決処分としたものでございます。 以上で説明を終わります。
	西舘議長	説明が終わりました。 これより、歳入歳出全般の質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 一般会計補正予算（第４号）に関する説明書、３ページから４ページです。質疑ございませんか。 ８番、平野敏彦議員。

質疑	８番 （平野敏彦君）	１点お伺いします。これについては、国が行う物価高等に対する住民税の非課税世帯、１世帯５万円の支給をするんだということですけども、先般、新聞に投稿されているのを見て、私もこれ、なるほどなと思ったんですけれども、この非課税世帯、ぎりぎりのところで一生懸命頑張っている人がいると。子どもが高校・中学校・小学校通わせて、自分が一生懸命働いて、非課税世帯のぎりぎりのところで、この制度の適用受けられないと。頑張らなければ、もらえるんじゃないかという投稿を見まして、私もなるほどな。どのぐらい、一生懸命頑張っても認められないというのは、私どうも行政の目の届かないところがあるんじゃないかという思いを持ったんですよ。 ですから、私は国から来るのはそれとして、町としても、ある一定の条件を付して、町長の配慮で幅を広げることができるかどうか、町長、考えたことありますか。
	西舘議長	町長。
答弁	町長 （成田　隆君）	私も平野議員が言ったような報道とか、さっき国会中継聞いていましたら、今総理大臣も、そういうことで見直し、これとはちょっと違うんですけども、１０３万円の枠を取ったほうがいいんでないかという話もあって、そういう部分もあって、国でもこれから見直すほうに向かうんじゃないかなという、総理大臣の答弁を聞いて思っていましたんで、そういう部分を含めて、我々も町独自というよりも、国の制度をうまく利用したほうがいいんではないのかなと感じております。 以上です。
	西舘議長	８番。
質疑	８番 （平野敏彦君）	町長も基本的な考え方というのは、共通しているなと思います。ただ、国の制度を待っていては、いつまでも進まないと思うんですよ。 やっぱり町が先手を打つ。そしてまた国に制度的な働きかけをしていく。これが住んでみたい町おいらせのいろんなＰＲ効果にもな

		ると思うんですよ。ぜひ前向きに検討して、取り組んでほしいということを要望しておきます。終わります。
	西舘議長	ほかに質疑ございませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから承認第９号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
	西舘議長	日程第９、議案第６８号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
当局の説明	町長 （成田　隆君）	議案第６８号について、ご説明申し上げます。 議案書は１２ページから１３ページです。 本案は、現在の教育委員会委員である三村伸子氏が、本年１２月１６日で任期が満了となることから、同氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 同氏は、略歴にもありますように、当町三田保育園において、長年保育士として勤められ、子どもの健全育成に深く関わっておられますし、本年４月に教育委員会委員に就任して以来、町の教育振興のため、尽力されております。培われた高い識見と豊かな経験から、教

		育委員会委員として適任と思いますので、何とぞ満場のご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 　以上です。
	西舘議長	説明が終わりました。 　これから、質疑を受けます。質疑、ありませんか。 　８番、平野敏彦議員。
質疑	８番 （平野敏彦君）	本案件については、私は異議ありません。 　ただ、提案の仕方で、この提案理由見ますと、任命するため、提案するとありますけども、例えば教育委員の人数があって、誰が、引き続きと、今町長が説明したから、提案理由で分かったんですけども、これだと誰の代わりか、引き続きするのか。 　前の場合ですと、同氏を引き続き委員の候補者としてと、提案理由があったんですけれども、これは変わったんですか。提案配付を見て、この人が継続するのか。誰かの代わりなのか。そういう文言がなかったもんですから、様式が変わったのかな。国からの指示があったのかなという思いがあって、ここを確認したいと思います。
	西舘議長	総務課長。
答弁	総務課長 （成田光寿君）	お答えいたします。 　今のご質問は、１２ページの提案理由のところの表現に関することだと思っております。 　確かに、議員おっしゃるとおり、引き続きなのか、あとは誰かの代わりなのか。そういった文言等がございませんので、特に国等からの指導はありません。町が独自に、町の取扱いで表現等しているものでありますので、以後気をつけたいと思っております。 　以上です。
	西舘議長	８番。
質疑	８番 （平野敏彦君）	だったら、結局別に、前の参考にはならないということでいいんですか。やはり議会に提案する際に、お互いに議員がなるほどという理解できるような形で、提案してもらうというのが筋だと思うん

		ですけれども、その都度、その案件によって変わるというのも、私は疑問を感じますよ。 町長、どう思いますか。ちゃんとこの辺、指示してくださいよ。
	西舘議長	町長。
答弁	町長 （成田　隆君）	私は今の提案理由の説明書を見ているもんで、次の議案に入ってしまうんですけど、そういう部分では、誰々に代わって、どなた様をつけると提案しますんで、この配付した資料が、少し字句足らずであったら、申し訳ありませんでした。以後気をつけます。
	西舘議長	ほかに質疑ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第６８号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
	西舘議長	日程第１０、議案第６９号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
当局の説明	町長 （成田　隆君）	議案第６９号ついて、ご説明いたします。 議案書は１４ページから１６ページです。 本案は、現在の教育委員会委員である、今、書いてあるんですけど、浅野邦子氏が１２月１６日で任期満了となることから、後任の

		委員としてと、吉田満氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 　同氏は、略歴にもありますように、六ヶ所村立泊小学校長を初め、長く教職を勤められたほか、社会福祉法人深沢福祉会理事長や町青少年育成町民会議副会長の職も務められており、広く教育行政に関わっておられます。培われた高い識見と豊かな経験から、教育委員会委員として適任と思いますので、何とぞ満場のご同意を賜りますよう、よろしくお願いします。 　以上です。
	西舘議長	説明が終わりました。 　これから、質疑を受けます。質疑、ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 　これから討論を行います。討論ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 　これから議案第６９号について採決をいたします。 　本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	異議なしと認めます。 　よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
	西舘議長	ここで、暫時休憩いたします。１１時１５分まで休憩いたします。 （休憩　午前１１時０１分）
	西舘議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 （再開　午前１１時１６分）

	西舘議長	日程第１１、議案第７０号、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
当局の説明	総務課長 （成田光寿君）	それでは、議案第７０号について、ご説明申し上げます。 議案書１７ページ、１８ページ、併せて新旧対照表１２０ページをご覧ください。 本案は、地方公務員の定年引上げを目的とした地方公務員法の一部改正が、令和５年４月１日から施行されることに伴い、町職員についても、定年引上げに関する必要な措置を講ずるため、所要の改正を行うものであります。 対象となる条例は、おいらせ町職員定数条例、おいらせ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、おいらせ町職員の再任用に関する条例の３本であり、定年引上げに伴い、現行再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制に移行することから、改廃等の整理を行うものです。 １８ページをお願いします。 第１条では、職員定数条例及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、地方公務員法の改正に伴い、引用条項の改正を行うもので、条例に規定中の地方公務員法第２８条の５第１項、現行再任用短時間勤務の規定を、地方公務員法第２２条の４第１項、定年前再任用短時間勤務の規定に改めるものであります。 第２条は、町職員の再任用に関する条例を廃止するものです。 施行期日は、法律に合わせて、令和５年４月１日となります。 以上で説明を終わります。
	西舘議長	説明が終わりました。 これから、質疑を受けます。質疑、ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	質疑なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。

	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第７０号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	西舘議長	日程第１２、議案第７１号、おいらせ町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
当局の説明	総務課長 （成田光寿君）	それでは、議案第７１号について、ご説明申し上げます。 議案書１９ページから４３ページになります。 本案は、国家公務員の定年引上げに係る国家公務員法等の一部改正が、令和５年７月１日から執行されることに伴い、定年引上げに関し、国家公務員に準拠する内容について町職員に適用するため、所要の改正を行うものであります。 対象となる条例は８本あります。 まず、２０ページをお願いいたします。 第１条では、職員の定年等に関する条例の一部改正を定めております。２６ページの下段までにわたっております。 また、２６ページの下段をお願いいたします。 第２条では、一般職員の給与に関する条例の一部改正を定めておりまして、３１ページ下段までわたっております。 ３１ページ下段から３２ページ１行目までは、第３条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を定めております。 次に、３２ページ２行目から３３ページ中段までは、第４条、職員の育児休業等に関する条例の一部改正を定めております。 ３３ページ中段から３４ページ中段までは、第５条、職員の分限に関する条例の一部改正を定めており、３４ページ中段では、第６条として、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正を定めております。

		ページが飛びますが、４３ページをお願いいたします。 附則の第３１項では、職員の修学部分休業に関する条例の一部改正を、また附則第３２項では、職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正を定めており、合計８本の条例改正を行うものであります。条例、それから議案のページ数も多岐にわたります。 この後、具体的なものを、主なものをかいつまんで、新旧対照表でご説明いたします。 議案書後ろ、１２１ページをお願いいたします。 １２１ページであります。（1）職員の定年等に関する条例であります。 第３条は、定年年齢に関する規定で、現行６０歳を６５歳に、医師については６５歳を７０歳に、それぞれ５歳引上げ改定するものです。 第４条は、定年年齢到達後も、公務運営に著しい支障がある場合に、特例的・限定的に勤務延長できる規定であり、定年引上げに伴う管理職上限年齢による降任、いわゆる役職定年制の特例措置を加味させるための改正です。 １２３ページをお願いいたします。 第６条では、いわゆる役職定年制の対象職として、課長職及び課長に準ずる職を規定し、第７条では、役職定年制の年齢を６０歳と定めるものであります。１２４ページから１２６ページにかけての第９条は、いわゆる役職定年制の６０歳到達後も、公務に著しい支障がある場合に、特例的・限定的に管理職のまま勤務延長できる制度を規定するものです。 １２７ページ、第１０条は、定年引上げに伴い、従前の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制度が導入されますので、その取扱いを規定するものです。 １２８ページ、附則の第３項は、定年引上げを段階的に進める経過措置規定であり、令和５年度から２年間で１歳ずつ引き上げ、８年後に５歳引上げを完了するよう、表の中で規定しております。 １２９ページ、（2）一般職の職員の給与に関する条例の改正概要であります。１２９ページから１３４ページにわたって、給料月額及び諸手当に関し、定年引上げに伴う、定年前再任用短時間勤務制度の取扱いを規定しております。

		１３５ページ、附則の第１７項では、６０歳到達後の給料月額を、７割水準に設定することについて定めております。 １３７ページから１３９ページまで、給料表が載っております。こちらは定年引上げに伴い、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額を職種ごとに定めております。 １４０ページ、１４１ページは、（３）職員の勤務時間、休暇等に関する条例です。いずれも勤務時間や休暇等について、定年前再任用短時間勤務職員の取扱いを規定しております。 １４２ページからは、（４）職員の育児休業等に関する条例です。短時間勤務職員に関し、定年引上げに伴う定年前再任用短時間勤務職員の取扱いを規定するほか、１４４ページ、附則の第３項では、６０歳到達後の給料７割水準に関する読み替え規定を定めております。 １４５ページ、（５）職員の分限に関する条例です。第３条第２項は、役職定年制導入に伴い、降格の事由に追加規定したほか、下段、附則の第４項及び次のページ、１４６ページの第５項では、６０歳到達後の給料７割水準に関する規定を行っております。 （６）職員の懲戒の手続・効果に関する条例では、第３条、減給の規定に、６０歳到達後の給料月額７割水準の引下げ分を、１０分の１を限度額として定めております。 （７）職員の修学部分休業に関する条例及び１４７ページ、（８）職員の高齢者部分休業に関する条例ともに、定年前再任用短時間勤務職員の取扱いを規定しております。 以上が町職員定年引上げに関して、改正を行う８本の条例改正の概要であります。 なお、施行期日は、法律に合わせて、令和５年４月１日となります。 以上で説明を終わります。
	西舘議長	説明が終わりました。 これから、質疑を受けます。質疑、ありませんか。 ８番、平野敏彦議員。
質疑	８番 （平野敏彦君）	私は項目が多過ぎて、２点だけ質問させていただきます。

		まず、２０ページのところに関連してですけれども、この補足資料で見ますと、第３条のところですね。これまで医師の定年は６５年と、こうありますけども、ここで職員の定年は、年齢７０年とあります。医師と職員、上には、第３条では、職員の定年は、年齢６５年とありますけども、なぜここのところが、医師が職員になったのか。同じ職員だったら、そういう形で、表現の仕方が違うんではないかなと。違うのか、ここ１点説明をいただきたいと思います。 それから、４３ページのところですけれども、おいらせ町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正で、これまで私の記憶だと、職員の修学というのはなかったような気がしますけれども、これまで本当になかったのか。それから、これからは例えばどういう形で、この修学を希望する職員が出てくると予測されるのか。この２点についてお伺いいたします。
	西舘議長	総務課長。
答弁	総務課長 （成田光寿君）	お答えいたします。質問２点ほどいただきました。 まず１点目、医師の表現に関することです。１２１ページの新旧対照表でお答えいたします。 １２１ページの新旧対照表をお願いいたします。 定年等に関する条例の新旧対照表、ちょうど中ほど、第３条、定年の規定がございます。医師のところです。現行は右側で改正案が左側になりますが、現行、医師という表現を、改正案で職員と改正するものでありますが、医師のところの職員の前に、医療職給料表（一）の適用を受ける職員となっています。医療職給料表（一）については、医師職に適用させる給料表でありますので、自動的にこの表現でも、医師を指すということになりますので、今回職員と改めるものであります。 それから修学部分休業に関するところであります。これまで該当者があったかどうかということは、持ち帰って確認しないと、手持ち資料がございませんので、今この場で正確な数字をお答えできませんが、記憶ではないものと思っております。改めて確認して、後刻報告したいと思っております。 以上であります。

質疑	８番 （平野敏彦君）	答弁漏れだよ。答弁漏れがあるよ。これから修学部分で、どういうパターンが想定されるかというのは、職員が希望するのか。どういうのがあるのかというのは、答弁になっていないよ。
	西舘議長	答弁漏れの答弁をしてください。
答弁	総務課長 （成田光寿君）	失礼いたしました。修学部分休業条例の運用に関することであります。今後どのような形で周知と運用していくかというところでありますが、ちょっと勉強不足で、条例の中身、制度の内容等いま一度確認して、きちんとした形でお答えしたいと思っております。 以上です。
	西舘議長	８番。
質疑	８番 （平野敏彦君）	もう１回、医師のところで確認しますけれども、同じ医療職給料表（一）、変わっていないわけですね。ここのところで、適用を受ける医師と改正前あるんですけど、医療職は給料表で初めから、これはもう医者がここに適用されるよというの、前々からあっているんですけども、今この改正になって職員となったということは、医師以外の者もこれに入ってくるということで改正になったのか。さっきの話ですと、ちょっと理解に苦しみますよ、さっきの答弁だと。 この給料表（一）のところには、医師が限定されているから、改正になっていいんだという説明ですけども、そうではないですよ。前々からここが、医師が、給料表（一）のところではうたってあったんですから、なぜこれが職員になったかという、ちょっと意味が分かりませんよ、さっきの答弁。
	西舘議長	８番。
質疑	８番 （平野敏彦君）	いいです、後で。時間が限られていますから。 それから、さっきのところ、職員の修学部分、これは条例の中身と言いますけども、例えば職員が次の資格とか様々とるために、大学とかそういうのに行って、勉強したいとか、そういうのがある場合に、この部分が生きてくるのか。例えば、町でこういう資格者を養成

		する機会があって、職員を派遣して、こういう制度を活用するんだというのか。ここだけお願いします。
	西舘議長	総務課長。
答弁	総務課長 （成田光寿君）	申し訳ありません。きちんとした形でお答えいたしますので、制度内容いま一度確認して、後刻報告いたします。
	西舘議長	ほかに質疑ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	質疑なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第７１号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	西舘議長	日程第１３、議案第７２号、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
当局の説明	総務課長 （成田光寿君）	それでは、議案第７２号について、ご説明申し上げます。 議案書４４ページから７２ページになります。 本案は、本年１０月１１日付青森県人事委員会勧告に準じて、町一般職職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を引上げ改定するため、提案するものであります。 改定の内容でありますが、給料月額については、３０歳台半ばまでの若年層職員を対象にした改定で平均０．３％引き上げ、勤勉手

		当については、年間支給割合を一般職職員では０．１カ月分引き上げ、再任用職員では０．０５月分引上げとなっております。 改正条例は、第１条と第２条で構成しており、第１条では今年度適用分を規定し、施行期日は公布日とし、また第２条では来年度以降適用分を規定し、施行期日は令和５年４月１日としております。 詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。 １４８ページをお願いいたします。１４８ページです。 まず第１条関係、今年度適用分の改定です。 第２９条は、勤勉手当の規定で、第２項第１号では、常勤の職員について６月分は支給済みでありますので、１２月分で０．１カ月分引上げ対応するよう１００分の１００に改めます。 同項第２号は、定年前再任用短時間職員のところでありまして、常勤職員と同様、６月分は支給済みなので、１２月分で０．０５月引上げ対応するよう１００分の４７．５に改めます。 １４８ページ下段から１６７ページまでにわたり、給料表の改定を載せております。いずれも若年層職員を対象に、平均０．３％引上げ改定しております。 別表第１、行政職給料表は事務職等、別表第２、医療職給料表（一）は医師、別表第３、医療職給料表（二）は薬剤師と医療技術職、別表第４、医療職給料表（三）は保健師・看護師等、別表第５、教育職給料表は教育委員会の教育職、それぞれの職種ごとに給料表を改正いたします。 １６８ページをお願いいたします。 第２条関係、来年度以降適用分の改定です。 第２９条、勤勉手当の規定について、年間引上げ割合を６月と１２月、それぞれに割り振りいたします。 第２項第１号では、常勤の職員の規定であり、６月分・１２月分それぞれ０．０５月引上げ対応するよう１００分の９５に改めます。 同項第２号は、定年前再任用短時間職員の規定であり、６月分・１２月分、それぞれで０．２５月引上げ対応するように１００分の４５に改めます。 以上で説明を終わります。
	西舘議長	説明が終わりました。 これから、質疑を受けます。質疑、ありませんか。

		８番、平野敏彦議員。
質疑	８番 （平野敏彦君）	確認ですけれども、この改正になった給料表、さっきした医師給料のところでは、ちゃんとここのところに「医師」と書いてあるんで、そういうものでは、私の解釈と、まだ医師に制限しているなということで確認しましたけども、１つだけ、教えてください。 ７１ページですけれども、教育委員会に勤務する職員というのが、備考のところにあります。「市町村立の小学校又は中学校の校長、教頭又は教諭から任命されたものに適用する」とあります。教育委員会って、町の教育委員会に勤務する職員ということで、この校長・教頭・教諭から任命されたというのは、どういうケースを指すのか。これ１つお願いします。
	西舘議長	教育長。
答弁	教育長 （松林義一君）	質問にお答えいたします。 教育委員会に勤務する職員というのは、指導主事２人のことであります。１人は、学校の教諭から１名来ております。もう１人は、学校の教頭から来ております。２人の指導主事に当たります。 以上です。
	西舘議長	８番。
質疑	８番 （平野敏彦君）	そうすると、教育委員会に勤務する職員で、教頭または教諭から任命されたとあるんですけれど、これは教育長が任命するんではなくて、学校で任命して、町へ派遣するということですか。
	西舘議長	教育長。
答弁	教育長 （松林義一君）	お答えいたします。 学校の職員は、県費負担職員でありますから、県の教育委員会の雇用を受けております。そこから割愛を受けて、教育委員会で任命することになっています。一旦町長部局に採用されて、それが教育委員会に出向という形になっております。 以上です。

	西舘議長	ほかに質疑ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第７２号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	西舘議長	日程第１４、議案第７３号、おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
当局の説明	総務課長 （成田光寿君）	それでは、議案第７３号について、ご説明申し上げます。 議案書７３ページ、７４ページになります。 本案は、青森県人事委員会勧告に準じて行う町一般職職員の勤勉手当支給割合の引上げ改定に鑑みて、町長・副町長・教育長の期末手当の支給割合を改定するため、提案するものであります。 改正の内容ですが、一般職職員の勤勉手当の年間支給割合を０．１カ月分引上げすることに鑑み、町長・副町長・教育長の期末手当の支給割合も同様に０．１カ月分引上げするものであります。 また改正条例は、第１条と第２条で構成しており、第１条では今年度適用分を規定、施行期日は公布日、第２条では来年度以降施行分を規定し、施行期日は令和５年４月１日としております。 詳細につきまして、新旧対照表１６９ページでご説明いたします。

		（１）第１条関係です。今年度支給分です。第７条第２項、期末手当の支給割合について、１２月で０．１カ月分引上げ対応するよう１００分の１６７．５に改めます。 下の表、（２）第２条関係になります。来年度以降支給分に関する規定で、第７条第２項、期末手当の支給割合について、６月分・１２月分、それぞれで０．０５月引上げ対応するよう１００分の１６２．５に改めるものであります。 以上で説明を終わります。
	西舘議長	説明が終わりました。 これから、質疑を受けます。質疑、ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第７３号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	西舘議長	日程第１５、議案第７４号、おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
当局の説明	総務課長 （成田光寿君）	それでは、議案第７４号について、ご説明申し上げます。 議案書７５ページ、７６ページになります。

		本案は、町特別職の期末手当支給割合の引上げ改定に準じて、町議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、提案するものであります。 改正の内容であります。町特別職の支給割合を年間０．１カ月分引上げすることに準じて、町議会議員の期末手当の支給割合も同様に０．１カ月分引上げするものであります。 条例につきましても、先ほどと同様に、第１条と第２条で構成しており、第１条では今年度適用分を規定し、公布日から施行いたします。第２条では来年度以降施行分を規定し、令和５年４月１日から施行となります。 詳細につきまして、新旧対照表１７０ページをお願いいたします。 上段、（１）第１条関係です。今年度支給分に関する規定です。第５条第２項、期末手当の支給割合について、１２月分で０．１カ月分引上げ対応するよう１００分の１６７．５に改めます。 下の表、（２）第２条関係です。来年度以降支給分の規定であります。第５条第２項、期末手当の支給割合について、６月分・１２月分、それぞれ０．０５月引上げ対応するよう１００分の１６２．５に改めます。 以上で説明を終わります。
	西舘議長	説明が終わりました。 これから、質疑を受けます。質疑、ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第７４号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

	西舘議長	日程第１６、議案第７５号、おいらせ町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
当局の説明	地域整備課長 （栗嶋泰幸君）	それでは、議案第７５号について、ご説明申し上げます。 議案書の７７ページから８０ページをご覧ください。 本案は、下水道事業の持続可能な健全経営を図るため、下水道使用料の料金改定を行うことに伴い、引用条項等について所要の改正を行うため、提案するものであります。 改正の内容については、新旧対照表により、ご説明いたします。 議案書の１７１ページから１７３ページをご覧ください。 条例第１７条、使用料の算定方法について、第１項、次の表を別表とし、一般汚水の使用料について、現行では基本使用料は１０立方メートルまで１，２００円、超過使用料は１０立方メートルを超える水量を４区分とし、１２０円から１８０円となっておりますが、これを改正案では、基本使用料は５立方メートルまで１，１００円、超過使用料は５立方メートルを超える水量を１０区分とし、１３５円から２５５円にするものであります。 同条第２項では、超過水量が３００立方メートルを超える事業所等への軽減措置のため、規定を加えるものであります。 施行日は令和５年４月１日となります。 以上で説明を終わります。
	西舘議長	説明が終わりました。 これから、質疑を受けます。質疑、ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第７５号について採決をいたします。

		本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	西舘議長	日程第１７、議案第７６号、おいらせ町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 社会教育・体育課長。
当局の説明	社会教育･体育課長 （三村俊介君）	それでは、議案第７６号について、ご説明を申し上げます。 議案書は８１ページから８２ページ、添付資料は１７４ページとなります。 本案は、町立中央公民館に冷暖房設備を設置したことに伴い、その使用料について所要の改正を行うため、提案するものであります。 それでは、１７４ページの新旧対照表をお開きください。 現行、別表及び備考欄にあります暖房料の表記を、冷暖房料に改めております。 なお、この条例は、公布の日から施行するものとします。 以上で説明を終わります。
	西舘議長	説明が終わりました。 これから、質疑を受けます。質疑、ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第７６号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊

	西舘議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	西舘議長	日程第１８、議案第７７号、おいらせ病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 病院事務長。
当局の説明	病院事務長 （田中貴重君）	それでは、議案第７７号について、ご説明申し上げます。 議案書は８３ページから８５ページになります。新旧対照表は１７５ページになります。 本案は、おいらせ病院において、介護保険法に規定する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持・回復を図り、生活機能の維持・向上を目指すため設置するものであります。 以上で説明を終わります。
	西舘議長	説明が終わりました。 これから、質疑を受けます。質疑、ありませんか。 ８番、平野敏彦議員。
質疑	８番 （平野敏彦君）	１７５ページのところで、介護保険法に規定する指定居宅サービス、それから介護予防サービス、これは病院でこういう形で取り組みますよというのか。詳細に説明いただきたいと思います。
	西舘議長	病院事務長。
答弁	病院事務長 （田中貴重君）	おいらせ病院では、今の医療行為、在宅で病院に来られない方々が増えている状況を踏まえて、回復期、入院した後に自宅に戻って、その後にリハビリテーションを行うということを支援していくということで、在宅支援病院を目指しながら進めてまいりました。 それによって、この訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを行うということで進めていくということになりますので、今回、介護保険法の条文を加えたということでご理解いただきたいと思います。

		以上です。
	西舘議長	８番。 ほかに質疑ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第７７号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	西舘議長	日程第１９、議案第７８号、おいらせ町みなくる館・おいらせ町立図書館・大山将棋記念館の指定管理者の指定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 社会教育・体育課長。
当局の説明	社会教育･体育課長 （三村俊介君）	それでは、議案第７８号について、ご説明申し上げます。 議案書は８５ページ、添付資料は１７６ページになります。 本案は、おいらせ町みなくる館・おいらせ町立図書館・大山将棋記念館について、令和５年度から引き続き指定管理者制度を活用し、指定管理者に管理を行わせるため、管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、提案するものであります。 それでは、指定管理者が管理する対象施設、指定管理者の概要説明については添付資料で行いますので、１７６ページをお開きください。 初めに、対象施設について説明します。

		施設名はみなくる館・町立図書館・大山将棋記念館の３館となります。指定期間は、令和５年４月１日から令和１０年３月３１日までの５年間となります。その他の情報は、記載のとおりとなっております。 次に、（２）指定管理者の概要について説明します。 団体名称は、株式会社図書館流通センター。代表者名は、代表取締役、谷一文子。その他の情報は、記載のとおりとなっております。 最後に、（３）指定管理者の選定経過・理由について説明します。 当該施設の指定管理者について公募したところ、１件の応募があり、有識者等で構成するおいらせ町みなくる館等指定管理者プロポーザル審査委員会において、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行いました。 指定管理者候補者として選定した団体は、総受託数５６０館の図書館運営実績があり、豊富な実績に基づく施設の管理運営体制や、各施設の特性を生かした魅力的な主催事業及び自主事業の具体的な提案が評価されております。 以上で説明を終わります。
	西舘議長	説明が終わりました。 これから、質疑を受けます。質疑、ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第７８号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

	西舘議長	日程第２０、議案第７９号、上十三・十和田湖広域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 政策推進課長。
当局の説明	政策推進課長 （柏崎勝徳君）	それでは、議案第７９号について、ご説明申し上げます。 議案書８６ページから８８ページ、新旧対象表は１７７ページになります。 本案は、８月の議員全員協議会におきまして、概要をご説明しておりましたが、十和田市及び三沢市との間で、平成２４年１０月４日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、新たな連携事業を追加するため、おいらせ町議会の議決すべき事件を定める条例第２条第１項の規定により、提案するものであります。 それでは、変更内容について、新旧対照表にてご説明いたしますので、１７７ページをご覧ください。 本協定第３条に、連携する政策分野及び取組の内容、並びに中心市と当町の役割分担について、別表第１から別表第３にて規定されており、別表第１は生活機能の強化に係る政策分野、別表第２は結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、別表第３は圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野について掲げられております。 このたびの変更は、別表第２の結びつきやネットワークの強化に、（５）男女共同参画を追加し、男女共同参画社会の形成を推進する取組を連携して行うことを、次に別表第３、圏域マネジメント能力の強化に、（２）デジタル化を追加し、デジタル化推進体制の充実を図るため、情報システムに関する調査・研究を行う取組を追加するものであります。 この新たな連携事業は、圏域内全市町村で取り組むものであり、各市町村議会での議決を経て、それぞれ変更協定を締結することになります。 以上で説明を終わります。
	西舘議長	説明が終わりました。 これから、質疑を受けます。質疑、ありませんか。 ２番、川口弘治議員。

質疑	２番 （川口弘治君）	男女共同参画社会の形成を推進する。新たに入りましたけど、具体的にどのような社会を形成するための事業が、どのような形で行われるか。そこのところをお願いします。
	西舘議長	政策推進課長。
答弁	政策推進課長 （柏崎勝徳君）	それでは、川口議員のご質問にお答えをいたします。 具体的な連携事業の内容については、中身については、今後決めていくことになりますけれども、男女共同参画につきましては、まず日本そのものが、１５６カ国の先進国の中で、男女共同あるいは男女の平等・不平等に関しては１２０番目という、すごく低いランクにあります。これを、順位を上げていくと、男女の不平等をなくすというのが、国そのものの取組でございます。 このような昔から言われている固定的性別役割分担意識、いわゆる男は仕事、女は家庭みたいな、そういう根強い意識を改革していかなければならないというのが、国あるいはどこの圏域でも、そのような取組をしていかなければならないということで、このたび連携して行う事業ということで取り組むものでございます。 先ほども申しましたが、この後具体的な中身については、また検討していくことになります。 以上です。
	西舘議長	２番。
質疑	２番 （川口弘治君）	ありがとうございます。今課長が丁寧に説明いただいたんで、本当はここ１点で終わるつもりだったんですが、男女共同参画というのは、かなり国で進めているというのは、もう３０年来、そのくらい経過していると思いますが、国ではこの男女共同参画に、どれくらい予算をつけてやって、青森県ではどれくらい予算が回ってきて、町がどのように、過去にもこの事業に対してどれくらい、分かる範囲でいいですが、予算が費やされたのか教えてください。
	西舘議長	政策推進課長。

答弁	政策推進課長 （柏崎勝徳君）	お答えをいたします。 国及び県におきましては、この男女共同参画ということでの補助金というのは、それほどメニューとしては多くないかなとは認識をしておりますけれども、今世界的な取組としまして、ＳＤＧｓの取組も進んできておりますので、その中でも男女共同参画というのは、重く取り上げられておりますので、そちらでの取組というのも、どんどん進んできております。 少なくとも、国あるいは県の予算を活用して、町で、現在その補助金等を使って取り組んでいるというような事業は、今のところはございません。ただ、県から、例えばパネルを借りて、イオンで展示したりとかということで、連携をしながら、それほど予算がない中でも、ＰＲできるような活動というのはやってきております。 以上です。
	西舘議長	ほかに質疑ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第７９号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	（議員席）	＊＊なしの声＊＊
	西舘議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
日程終了の告知	西舘議長	以上で、本日の日程は、全部終了しました。 本日は、これで散会します。
次回日程の報告	西舘議長	議員各位に配付しております会期及び審議予定表のとおり、１２月５日月曜日の本会議は、午前１０時から、一般質問を行います。

散会宣告	西舘議長	本日の本会議は、これで散会とします。ご苦労さまでした。 （閉会時刻　午後　０時０５分）
	事務局長 （赤坂千敏君）	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和　５　年　３　月　６　日

議　　長　　西　舘　秀　雄

副議長　　樹　山　　忠

署名議員　　松　林　義　光

署名議員　　佐々木　　勝